質問に対する回答書

平成29年4月28日

平成29年4月25日付けで質問書の提出があった下記業務の質問について回答します。

記

件 名 : 名取クリーンセンター解体工事

質問事項

- 1. 配置技術者に関する施工実績について、該当するのはいづれでしょうか。
 - ①地方公共団体の所有する一般廃棄物焼却施設(処理能力が100t/日)の解体実績
 - ②一般構造物の解体実績
 - ③解体工事の施工実績は求めない。
- 2. 最低制限価格は、設定されているでしょうか。
- 3. 2入札に参加する者に必要な資格に関する事項について、(1)及び(2)の配置技術者に関する条件に「解体工事に係る監理技術者等(主任技術者等)を建設業法の規定に基づき工事現場に配置できること。」とありますが、解体工事に係る技術者とは、解体工事施工技士のことを指すのでしょうか。それとも建設工事に係る資格免許(例えば一級土木施工監理技士等)を取得していればよいのでしょうか。

また、配置予定技術者の実績に解体工事が必要でしょうか、あるいは従事工事の工種の中に解体工事が含まれればよいのでしょうか。

また、「解体工事」とはコンクリート構造物の撤去工事(例えば橋梁下部工の解体撤去)は該当するのでしょうか。

4. 本工事は議決対象案件ということですが、議会はいつをご予定でしょうか。

また、配置予定技術者の専任は本契約後と考えてよろしいでしょうか。

回答事項

- 1. 配置技術者に必要となる施工実績については、①若しくは②が該当します。 ただし、②の場合は、コンクリート構造物等の建物解体工事の施工実績を有する 技術者とします。
- 2. 最低制限価格は設定していません。(入札公告に記載)
- 3. 解体工事に係る監理技術者等(主任技術者等)については、建設業法、同法施行 令、同法施行規則等の関係法令等をご確認のうえ、法令を遵守して適正に配置して 下さい。

上記1の回答内容をご参照下さい。

4. 本工事は議決対象案件となり、議会の開催予定は5月中としています。

配置予定技術者の専任は契約後でかまいませんが、専任を要しない期間を書面により明確にするため、契約後速やかに当組合と協議を行うこととします。

質問に対する回答書

平成29年4月28日

平成29年4月27日付けで質問書の提出があった下記業務の質問について回答します。

記

件 名 : 名取クリーンセンター解体工事

質問事項

1. 第3節環境保全対策 土壌汚染対策

土壌汚染対策法対象外工事と考えて宜しいでしょうか。また、形質変更届出の提出は不要と考えてよろしいでしょうか。

2. 建物仕上げ概要 表 1-5-3

建屋及びALCその他施設の外壁(塗料材)のリシン吹付塗料材に石綿含有はないと考えてよろしいでしょうか。

回答事項

- 1. 本工事の掘削工事の範囲が3,000㎡以上であり、最深部が50cm以上であることから、土壌汚染対策法第4条に係る形質変更届出を必要となります。
- 2. 過去の調査結果から、施設建屋等の外壁には、石綿(アスベスト)の含有は無いものとします。